

市立秋田総合病院は、良質で安全な医療を提供し続け、経営基盤を強くするため、平成26年4月1日から「地方独立行政法人」に移行します。

医療体制のさらなる充実をめざします

「地方独立行政法人」とは

住民生活・経済の安定など、公共上の視点から、その地域で確実に実施される必要がある事業(病院、公立大学など)のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないが、民間に委ねると適切に実施されないおそれがあるものを、効率的かつ効果的に行うために、地方公共団体が設立する法人のこと。

地方独立行政法人へ移行することで、

次のことが可能になります

- ▼ 必要な職員を採用できることにより、さらに良質で安全な医療が提供できます
- ▼ 法人が事務職員を独自に採用できるようになり、専門的な知識や技術の蓄積が可能となり、経営・企画などが向上するため、経営体制の強化が図られます
- ▼ 複数年契約など、多様な契約手法の導入が可能となり、経営の効率化が図られます



人

口減少や少子高齢化などの社会的な要因や、診療報酬の改定による病院経営への影響など、市立秋田総合病院(市立病院)を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、病院内でも、医療の専門化・高度化に伴う職員不足などの課題も生じています。



こうしたことから市立病院は、経営責任が明確で、社会情勢の変化などに迅速かつ的確に対応できる効率的な経営形態をめざすため、「地方独立行政法人」へ移行することとしました。

法

人には秋田市が100%出資するとともに、病院運営の目標(中期目標)も市が定めます。法人は、その目標を達成するために「中期計画」を策定し、市議会の議決と市の認可を得たうえで病院を運営するなど、法人化されても市との関わりは継続します。

また、病院運営の内容は、市の附属機関である評価委員会(経営または医療に関する有識者で構成)がチェックするほか、経営状況が公表され、運営の透明性が確保されます。



平

成24年9月に、穂積秋田市長が市立病院の法人化を表明してから、移行に向けた準備を進めています。すでに今年9月の市議会で、病院の「中期目標」が議決されました。

今後、11月と来年2月に開催予定の評価委員会を経て、「中期計画(案)」を作成します。そして、来年4月1日付けで、市議会の議決と市の認可を受け、「地方独立行政法人市立秋田総合病院」がスタートすることになります。

■ 問い合わせ

病院法人移行準備室 ☎(8223)4171

<http://www.city.akita.jp/city/hcsp/>





秋田デスティネーションキャンペーンに合わせ、10月12日～14日の3日間、秋田駅と横手駅間をSLが運行しました。左は秋田駅の出発式で



10月5日・12日、川反で行われた「にぎわい夜祭り」。竿燈や土崎港ばやし、ヤートセなどが披露され、観客から拍手喝采を浴びていました



10月13日、エリアなかいちで行われた「秋田幻燈夜2013」。「時層の旅人」をテーマに、新秋田県立美術館の壁面にCG(コンピューターグラフィックス)が投影され、たくさんの観客を魅了しました

カメラトピックス



**冬の備えは
万全に!**

小型除雪機を貸し出し

町内会やボランティア団体などを対象に、小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ローダ、移動式融雪機)を無料で貸し出します。
貸出条件▼市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路・歩道を200以上除雪できること
貸出期間▼12月上旬から来年3月末まで
申し込み▼道路維持課、または同課ホームページから申請書入手し、11月5日(火)～12日(火)に、直接同課へお申し込みください

地区コミュニティセンターと地域センターにも小型除雪機を配備します

新たな「ゆき総合対策」の一環として、各地区コミセンと地域センターに小型除雪機1台を配備し、町内会単位での除雪作業に貸し出します(おおむね半日)。
 燃料費は市が負担しますので、指定のガソリンスタンドで給油してください。
 申し込みは、各地区コミセンまたは地域センターへ。詳しくは生活総務課へお問い合わせください。☎(8866)2036

ダンプトラックなどを貸し出し

町内会やボランティア団体が実施する除排雪作業に対し、運転手付きのダンプトラック、または積み込み機械のいずれかを無料で貸し出します。
貸出条件▼市の除雪対象路線の作業であること
貸出期間▼作業実施時に随時(作業前に余裕を持つてお申し込みください)
申し込み▼道路維持課窓口または電話で

個人所有の小型除雪機へ燃料を支給

町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路などを除排雪作業する際に使用する、個人所有のハンドガイド除雪機や農業用機械に給油する燃料を支給します。
支給条件▼地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などの除雪作業であること
支給量▼1回の申請につき機械1台当たりの上限は20リットル。1団体当たりの年度内の上限は200リットル
支給期間▼作業実施時に随時

申し込み▼道路維持課、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンターの窓口、または同課ホームページから申請書入手してお申し込みください

●問い合わせ・申し込み
 道路維持課(寺内字蛭根85-9)
 ☎(864)3643
 FAX(864)0881
<http://www.city.akta.jp/city/cs/mt/>

